

碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」利用規約

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 利用に関する事柄等（第7条～第16条）

第3章 サービス内容

第1節 電子@連絡帳システム（第17条～第21条）

第2節 ポータルサイトサービス（第22条～第25条）

第4章 はなしょうぶネットワークの運用（第26条～第41条）

第5章 補則（第42条・第43条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」（以下「はなしょうぶネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることにより、はなしょうぶネットワークを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

（定義）

第2条 本規約において、はなしょうぶネットワークとは、碧南市内で医療や介護等を受ける在宅療養者（以下「療養者」という。）のプライバシー保護を厳重に図りながら療養者情報の一部を、参加機関を結ぶネットワークで共有し、診療、検査、日々のケア等から得られた多くの情報をもとに多職種連携を図り、療養者に質の高い医療、介護サービス等を提供することを目的とした仕組みを提供するものと定義する。

（サービス内容）

第3条 はなしょうぶネットワークは、次のサービスを提供する。

- (1) はなしょうぶネットワークを利用する参加機関相互間で電子@連絡帳システムを用いて、参加機関への受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止のための情報、種々の検査データ等を共有する地域包括ケアシステムサービス
- (2) はなしょうぶネットワークの参加機関の情報等及びはなしょうぶネットワークの利用者に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なサービス

2 前項のはなしょうぶネットワークの機能については、別紙1のとおりである。

（サービスの運営）

第4条 前条第1項に定めるサービスの運営は、碧南市が行う。

2 はなしょうぶネットワークのシステムの運営管理に必要な協議その他システムの運用に関する諮問機関は、碧南市医療介護連携推進委員会設置規程（平成27年碧南市訓令第12号）に基づく碧南市医療介護連携推進委員会（以下「委員会」という。）とする。
（システムの運営管理）

第5条 碧南市は、はなしょうぶネットワークのシステムをサービス提供事業者（以下「契約事業者」という。）に運営管理させることができる。

2 契約事業者は、本規約及び別に定める仕様書に基づき、はなしょうぶネットワークのシステムの運営管理を行うものとする。
（情報共有の対象者）

第6条 はなしょうぶネットワークを利用して情報を共有する対象者は、碧南市内に住所を有する介護保険被保険者又は委員会が認めた者とする。

第2章 利用に関する事柄等

（利用施設）

第7条 はなしょうぶネットワークを利用することができる施設等は、次に掲げる機関に属する施設のほか碧南市及び委員会で認められた施設等（以下「利用施設」という。）とする。

- (1) 碧南市医師会
- (2) 碧南市民病院
- (3) 碧南歯科医師会
- (4) 碧南高浜薬剤師会
- (5) 碧南市介護サービス機関連絡協議会

2 利用施設においては、はなしょうぶネットワークの利用に関する管理者（以下「施設管理者」という。）を置かなければならない。

3 施設管理者は、次条に規定する当該施設に属するシステム利用者の運用に関して全ての責務を負う。

（システム利用者）

第8条 はなしょうぶネットワークを利用することができる者は、利用施設に属し、次条第2項により専用のシステム利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）を付与された者（以下「システム利用者」という。）とする。

(利用登録申請及びシステム利用者の設定)

第9条 施設管理者は、碧南市に「はなしょうぶネットワークの利用登録に係る誓約書」

(様式第1号)を提出の上、ポータルサイトから利用登録申請を行う。

2 碧南市より登録の承認を受けた施設管理者は、ポータルサイトの利用者管理システムを使用して、システムを利用しようとする者ごとに専用のユーザーID及び暗証番号(以下「パスワード」という。)の付与を行う。

3 前項に規定するユーザーID及びパスワードの付与にあたり、システム利用者は、「はなしょうぶネットワークの利用に係る誓約書」(様式第2号)を施設管理者に提出し、システムの利用承認を得なければならない。

4 システム利用者は、施設管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、定期的に変更するものとする。

(事業所内における周知)

第10条 利用施設は、はなしょうぶネットワークを利用している旨を事業所内に掲示するなどして、療養者及びその家族への周知に努めなければならない。

(利用環境の整備)

第11条 利用施設は、はなしょうぶネットワークを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器、接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 前項の規定における機器、その仕様等については、ポータルサイト等に掲載するとおりとする。

(登録内容の変更等)

第12条 施設管理者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用して、速やかに登録内容の変更等を行わなければならない。

(利用登録の廃止)

第13条 利用施設においてはなしょうぶネットワークの登録を廃止する場合は、ポータルサイトから碧南市に対して利用廃止申請を行う。碧南市は、申請に基づいて必要な廃止手続きを行う。

(システム利用者のユーザーID及びパスワードの再発行)

第14条 システム利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、速やかに施設管理者にその旨を連絡し、施設管理者はその責任において、再発行をすることができる。

2 前項の場合において、手続きが困難な場合には、施設管理者の責任のもと、碧南市へ当該ユーザーIDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(利用上の注意)

第15条 利用施設及びシステム利用者は、本規約に定める事項に従い、はなしょうぶネットワークを利用するものとする。

2 利用施設及びシステム利用者が、はなしょうぶネットワークを利用した場合、本規約に同意したものとみなす。

(利用に関する問い合わせ)

第16条 システム利用者は、はなしょうぶネットワークの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、碧南市に問い合わせることができる。

第3章 サービス内容

第1節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第17条 システム利用者が、はなしょうぶネットワークによって共有した情報は、ストレージ領域に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ内容にアクセスすることができる。

2 内容の確認をするシステム利用者は、システム利用者ごとに配布しているユーザーID及びパスワードによりはなしょうぶネットワークのシステムにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(療養者の同意)

第18条 かかりつけ医、ケアマネジャー、訪問看護師等は、はなしょうぶネットワークを利用して療養者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、別紙2を用いて療養者本人（未成年者及び同意困難の場合はその家族又は成年後見人等）の同意を得るものとする。

2 はなしょうぶネットワークに保管された情報について、療養者本人（未成年者及び同

意困難の場合はその家族又は成年後見人等) から削除の申出があった場合は、当該システム利用者はこれに応じなければならない。

- 3 前項の削除の申出を受けた場合は、システム利用者ははなしょうぶネットワークのシステムで所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

(利用施設間の契約)

第19条 はなしょうぶネットワークのシステム利用者が他のシステム利用者に対して、医用画像データ、療養者情報の一部等を送信し、その支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設間の個別の契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第20条 システム利用者が、はなしょうぶネットワークを利用し支援依頼を行った場合は、他のシステム利用者から受けた遠隔診断、セカンドオピニオン、診療情報の提供などの診断支援結果の採否は、依頼を行ったシステム利用者が自らの責任において行うものとする。

- 2 前項に関して、依頼を行ったシステム利用者と当該療養者又は第三者との間の紛争及び依頼を行ったシステム利用者と支援を行ったシステム利用者との間の紛争について、碧南市及び契約事業者は、一切の責任を負わないものとする。

(共有する情報の取扱い)

第21条 はなしょうぶネットワークにより共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

- 2 診療情報の原本については、はなしょうぶネットワークでは取り扱わないものとし、システム利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。
- 3 はなしょうぶネットワークが取り扱う診療情報の内容について、碧南市及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第22条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、はなしょうぶネットワークの概要、利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

(利用施設情報の公開)

第23条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、委員会で検討する。

- 2 利用施設は、第9条に規定するはなしょうぶネットワークの利用登録申請と同時に、利用者管理システムに登録されている自らの施設等の情報を提供するものとする。
- 3 利用施設は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。
- 4 ポータルサイトで公開する情報の管理は、碧南市が行うものとする。

(システム利用者限定の情報)

第24条 システム利用者のみが閲覧できる情報は、碧南市がシステム利用者のみへ通知したい情報及び第一節に規定した情報とする。

- 2 碧南市は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第25条 碧南市は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第4章 はなしょうぶネットワークの運用

(ユーザーID及びパスワードの管理運用)

第26条 システム利用者は、施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理については、一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードによりはなしょうぶネットワーク上でなされた一切の行為及びその結果については、システム利用者がその責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として療養者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、システム利用者は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保持の責任及び法令遵守)

第27条 施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、システム利用者の責任を明確にするとともに、システム利用者に機密保持の責任を持たせるものとする。

- 2 施設管理者及びシステム利用者は、はなしょうぶネットワークの利用申請と同時に、はなしょうぶネットワークで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 施設管理者及びシステム利用者は、はなしょうぶネットワークで取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び碧南市個人情報保護条例（平成12年碧南市条例第29号）等を遵守するとともに、機密保持の責任を追う

ものとする。

(システム利用者の教育)

第28条 施設管理者は、はなしょうぶネットワークのシステム利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、システム利用者へのセキュリティ教育を定期的に（原則として、年1回程度）実施する。なお、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、碧南市からの要請に基づき、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第29条 システム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図ったりせず、速やかに碧南市へ報告を行い、その指示を仰ぐものとする。その内容の重要度に応じて、碧南市は契約事業者へ報告を行うものとする。

2 碧南市は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じて臨時の委員会を招集し、事故防止の対策を検討するものとする。

3 契約事業者は、碧南市からの要請に基づき、施設管理者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を拒んではならない。協力した結果、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は碧南市を通して施設管理者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

(システム利用者意識の高揚)

第30条 システム利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓及び不在時の端末オフを行うとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶媒体からの入力、電子メールの操作等について、細心の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第31条 はなしょうぶネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、システム利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウイルス対策)

第32条 システム利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理については、利用施設又はシステム利用者が責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第33条 システム利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、大容量フラッシュメモリ、印刷された用紙など）については、利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管及び廃棄を行うものとする。

2 前項に規定する取扱いの結果として、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生したとしても、碧南市及び契約事業者は、一切の責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第34条 システム利用者が取り扱う移動可能な機器（端末、モバイルシステム利用者端末など）については、各利用施設の責任において一元的に管理し、システム利用者に貸与又は配布したものについては、システム利用者が責任を持って管理するものとする。

2 前項に規定する取扱いの結果として、万一情報の漏えいや機器の破損等により、何らかの損害が発生したとしても、碧南市及び契約事業者は、一切の責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第35条 碧南市は、はなしょうぶネットワークのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、碧南市は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第36条 碧南市は、ユーザーIDの漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該システム利用者の上承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、碧南市がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、碧南市は、停止後できるだけ速やかに契約事業者へ報告をしなければならない。

3 前2項により当該システム利用者に損害が発生した場合、碧南市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 碧南市は、第1項又は第2項の使用停止をした場合は、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(データバックアップ作業)

第37条 はなしょうぶネットワークのシステム内に保管されている情報については、契約事業者が、定期的にデータのバックアップ作業を行う。

(計画メンテナンスに伴うサービス停止)

第38条 契約事業者はサービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・保全を目的のため、定期的に毎月計画メンテナンスを行うものとし、はなしょうぶネットワークの全て又は一部のサービスを停止することができるものとする。

2 契約事業者は前項の内容をあらかじめポータルサイトにより利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第39条 碧南市は、次の各号のいずれかに該当する場合については、システム利用者に事前に通知することなく、一時的にはなしょうぶネットワークのサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

(2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

(4) その他運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にはなしょうぶネットワークのサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに碧南市に報告をしなければならない。

3 前2項によりシステム利用者に損害が発生した場合、碧南市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 碧南市は、第1項及び第2項の一時停止を行った場合は、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(サービスの中止)

第40条 碧南市は、システム利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、はなしょ

うぶネットワークのサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第41条 システム利用者は、はなしょうぶネットワークの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (3) 他のシステム利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
- (4) 他のシステム利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
- (5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
- (6) 本規約及び法令に違反すること。
- (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
- (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
- (9) ID又はパスワードを不正に使用させること。
- (10) はなしょうぶネットワークの運営を妨害すること。
- (11) はなしょうぶネットワークを目的外に利用すること。

2 システム利用者が前項各号のいずれかに該当する場合又は碧南市がシステム利用者として不適当と判断した場合は、碧南市は、当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、システム利用者としての資格を停止することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、碧南市がシステム利用者としての資格を停止できる。この場合、碧南市は、停止後速やかに契約事業者に報告をしなければならない。

4 システム利用者が、第1項各号のいずれかに該当することで碧南市又は契約事業者が損害を被った場合、システム利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 補則

(実験及び開発目的での利用)

第42条 各種研究等において、はなしょうぶネットワークを利用する場合、当該研究等を行おうとする者は、委員会の承認を得るとともに、委員会が指示した利用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更等)

第43条 碧南市は、委員会に諮問した上で、システム利用者の上承を得ることなく、本

規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において碧南市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合、碧南市は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

本規約は、平成29年10月2日から施行する。

本規約は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙1)

「はなしょうぶネットワーク」サービスの機能

機能	項目	内容
①認証	システム利用者認証	ID、パスワードによるログイン
②療養者一覧	療養者一覧	療養者抽出(登録期間、登録職種毎、施設毎)
		メッセージ登録新着通知
	療養者情報の登録	基本情報の登録
		拡張情報の登録
	担当者・担当グループの登録	
③療養者検索	項目検索	電話番号、療養者氏名、性別、年齢
	療養者抽出	登録期間、登録職種毎、施設毎
④管理メニュー	マイプロフィール設定	システム利用者の登録情報の編集
	新規担当者の登録	システム利用者の新規追加
	担当者グループ管理	システム利用者のグループ設定
	削除文書管理	削除文書の復元と完全削除
⑤文書閲覧	療養者情報(基本・拡張)の表示	療養者基本情報、拡張情報、担当者
	登録記事一覧	時系列表示
	文書の編集・登録	フリー記事作成
		訪問看護指示書
		主治医意見書
		文書印刷
		画像・PDFのサムネイル表示
		ファイル添付
		D I C O M画像 J P E G変換
	文書抽出機能	記載日
		記載担当者/グループ
		文書タグ
	担当者の登録と変更	アクセス権設定
閲覧情報の確認	共有担当者の最終閲覧日時	
⑥メール投稿	システム利用者によるメール投稿	システム利用者がメールする場合
	投稿用メールアドレス設定	投稿用のメールアドレス設定

備考 この表における「療養者」は、電子@連絡帳上での表示は「患者」とする。

(別紙2)

碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」

参加説明書・同意書

当機関（施設）は、在宅療養及び介護をされている方の情報を共有することで、より質の高い療養及び介護生活をしていただくことを目的に、「はなしょうぶネットワーク」に参加しています。

以下の主旨を良くご理解いただいた上で、ご同意ください。

1 ネットワークの目的

このネットワークは、プライバシー保護を厳重に図りながら、直接支援に関わる碧南市及び関係市町村における医療関係機関及び介護サービス事業者等の医療、介護及び福祉サービス提供者間をネットワーク接続して療養者の情報を共有し、多職種連携することによって、より良い支援を提供するものです。

2 個人情報の安全確保

このネットワークでは、あなたの個人情報を守る為に、次のような対策を講じています。

- (1) 医療機関、介護事業所等の参加機関において、あなたの同意をいただいた上でネットワークによる情報共有を開始します。
- (2) このネットワークは、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づいて、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

3 参加をやめたいときは

参加を取りやめなくなった場合には、いつでも中止する事ができます。

なお、申出により参加を取りやめた場合又は転居若しくは死亡に伴い参加を取りやめた場合は、あなたの情報は削除されますが、サービス向上を目指すために、匿名（個人を特定できない状態）化した上で、統計データとして使用させていただくことがあります。

4 その他

このネットワークへの参加は、あなたの自由な意思によります。このネットワークについて地域包括支援センター等から説明を受け、目的、意義、安全性確保等に納得された方のみ参加いただいております。もし、参加されなかった場合や途中で取りやめた場合でも、今後の診療、介護サービス等に何ら不利益を被ることはありません。

■ 参加同意欄

私は、碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」の主旨や内容を理解した上で、参加に同意します。

令和 年 月 日

【療養者本人】

フリガナ		生年月日	T・S・H 年 月 日
氏名			
住所	碧南市		

【代筆者】※療養者本人が同意困難・署名できない場合は、家族等により療養者情報を代筆の上、記入をお願いします。

氏名		続柄	
住所			

以下は、説明者記入欄（関係機関使用欄）です。

■ 説明者の所属・氏名記載欄

所属	氏名
----	----

■ 主治医（かかりつけ医）への確認欄

令和 年 月 日に、
医療機関 _____ 主治医名 _____ 様に
本療養者を「はなしょうぶネットワーク」を利用し支援することについて確認しました。

※原則として、主治医（かかりつけ医）は、支援グループの構成員に加えるようにしてください。

※説明者は、説明書・同意書を1部コピーして、ご本人様へお渡しください。

※同意書原本は、取得後14日以内に碧南市高齢介護課へ提出してください。

★お問い合わせ先（同意書原本提出先）

〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地 碧南市健康推進部高齢介護課地域支援係 電話：（0566）95-9890（直通）
--

様式第1号（第9条関係）

「はなしょうぶネットワーク」の利用登録に係る誓約書（施設用）

令和 年 月 日

碧南市長 殿

碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」の利用規約及びプライバシーポリシーを遵守することを誓約します。

施設名	
施設所在地	〒
代表者	印
施設管理者 〔 はなしょうぶネットワーク の利用に関する管理者 〕	
連絡先	電話番号：（ ） —
	FAX 番号：（ ） —

※印は事業所印

碧南市記入欄

承認日：令和 年 月 日

受理印

様式第2号（第9条関係）

「はなしょうぶネットワーク」の利用に係る誓約書（利用者用）

令和 年 月 日

施設管理者 殿

碧南市医療介護連携ネットワーク「はなしょうぶネットワーク」の利用規約及びプライバシーポリシーを遵守することを誓約します。

施設名	
システム利用者名	
備考	

施設管理者記入欄

承認日：令和 年 月 日

受理印